

臨時総会提出議題

定款および細則の一部改正について

提案理由：学会の事務体制を強化し、機関誌を充実することは懸案になっていたが、昨年一部の会員から署名をもって学会運営全般について改善の意見がよせられました。第14期理事会では一年有余にわたり、検討を重ねてきました。この間、総会の機会を利用して会員のフリートーキングを行ったり、地方支部、監事、評議員などの意見を集めるなどして、各方面の意向を反映するように努め、つぎのような趣旨による改正案（別紙）をまとめましたので、提案します。なお、本改正案は承認された場合、来年度から実施することを考えています。

趣 旨

(1) 理事の選出法の改善と事務の執行体制の強化（定款13条、14条、15条、25条の改正）

現在、理事長および常任理事は東京近辺に在住する通常会員に限られているが、この制限を廃止し、地方在住の会員が理事長や常任理事になりうるように改める。すなわち、地区別の通常会員数にはほぼ比例した定数の理事（現行細則6条の改正）を全国の通常会員が選出する。理事長は理事の互選によって理事（現行は常任理事）の中から選出する。また、事務を執行するための常任理事を理事の中から選任し、地方在住の会員が事務を分担しうる途を開くことによって、従来東京中心に運営されてきた学会事務を全国的な視野にたって運営できるようにする。

(2) 事務局の強化、会員に対するサービスを向上するために、会員制度を改善し、会費を値上する（定款第6条の改正）

最近、外国人の会員、あるいは外国に在住する会員が増加しているが、これに対する取扱い方が、現行の定款でははっきりしていない。そこで新に外国人会員の制度を設けると共に外国に在住する会員の会費をきめたい。外国人会員の会費は通常会員に準ずるようにするが、選挙権、被選挙権はない。また、名誉会員は現行によると通常会員に限られているが、その制限をはずし選衡の範囲を広めるように改正したい。

会費は役員の努力によって、昭和35年以来値上していないが、諸物価の高騰は御承知の通りであり、学会の財政はかなり苦しい。反面、別項にのべてあるように天気集誌の増頁の必要性はたかまっており、新しい企画が実行できないので増頁したい。

また、外国からの学者の来訪による知識の交流の促進や、研究発表件数が収容しきれないほど増加しつつあ

る現状に、早急に対処できる体制を作らねばならない。事務局の強化には、事務全体を総括できるいわば事務局長のごとき体制が必要であるが、それにはかなりの予算を必要とする。今回はその第一歩として現在の主として会計事務を担当している職員一名の外に主に編集事務を専任とする職員一名を加えることにしたい。

これら会員に対するサービスの向上と事務局の強化のために必要最少限の財政措置として若干の値上を提案する。その内容はA会員は月額40円（年480円）、B会員は月額80円（年960円）の値上を計ると共に、団体会員、賛助会員の会費を40～50%値上する。なお、B会員の値上率はA会員のそれより僅かであるが大きい、これは、本年の総会（天気6月号p233）で説明してあるように今回の値上案以前の問題として、B会員は学会運営費（会費印刷費）の負担額がA会員より少ないので、これを加算してあるためである。なお、今回の値上案は今後余程の変動がない限り数年間は据置ける見込であり、気象学会と同規模の他学会と比較しても妥当な値上案と思われる。（別項参照）

また今回の値上案による増収は186万円を見込んでいますが、これによる計画はつぎの通りである。

1. 気象集誌1冊64頁を76頁にする 為に必要な経費増	34万円
2. 天気1冊34頁を44頁にするために 必要な経費増	47万円
3. 編集担当の職員をおき現在の事務職員の給与改善をする	80万円
4. 講演会、研究会などの充実	10万円
5. 退職積立金、事務用消耗品などの諸雑費	15万円

計 186万円

(3) 臨時総会の開催 (第33条)

現在は理事または監事が必要と認めるとき、いつでも理事長が招集できるとなっている。一方第18条では監事は財産の状況または業務の執行について不正があることを発見したとき、必要があれば総会を招集することになっている。それをうけて、理事長は臨時総会を招集することができるという現行案よりも招集しなければならないようにした方がはっきりする。また、現行では理事一人だけで臨時総会を開くよう請求できるようになっている。これは学会運営上問題があるので、理事会が必要と認めるときに改めたい。

(4) 選挙管理委員会の任務を明確化するための細則の**追加 (細則第7条)**

現行では選挙に際して、その都度選挙管理委員会を設けることしかきめていないので選挙管理委員会の運営に不便があった、そこで選挙管理委員会の任務を明記し円滑な運営を計る。

(5) 理事選出法の改正にともなう各地区の理事定数の改訂 (細則第7条)

各地区の理事の定数は各地区の通常会員数に応じて比例配分の現行のほぼ倍にする。また事務の円滑な運営をはかるために、関東地区には加算(5名)し、現状を急激に変化させないようにしたい。

社団法人日本気象学会定款改正案**現 行**

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者
 - A 会 員 会費年額金 1,320円を納る者、
 - B 会 員 会費年額金 2,400円を納める者、
2. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口金1,800円を1口以上、B会員として1口金3,600円を1口以上納める団体。
3. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額金、10,000円以上を納める個人または団体。
4. 名誉会員 この法人に対しとくに功勞のあった通常会員のうちから、総会の議決をもって推せんする者。
通常会員をもって民法上の社員とする。

第13条 この法人に、次の役員を置く、
理事17名以上22名以内、
監事2名
理事のうち13名を常任理事(うち理事長1名を含む)としその他を地方理事とする。

改 正 案

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員
 - A 会 員 会費年額金1,800円を納める者、ただし、外国に在住する場合は会費年額2,160円を納めるもの。
 - B 会 員 会費年額金3,360円を納める者、ただし外国に在住する場合は会費年額3,600円を納めるもの。
2. 外国人会員 外国人でこの法人の目的に賛同し、通常会員に準ずる会費を納めるもの。
3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として一口金2,500円を1口以上、B会員として1口金5,000円を1口以上納める団体
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額金15,000円以上を納める個人又は団体。
5. 名誉会員 この法人に対しとくに功勞のあったもので総会の議決をもって推薦する者。
通常会員をもって民法上の社員とする。

第13条 この法人に、次の役員を置く
理事20名以上27名以内。
監事2名
理事のうち13名を常任理事(うち理事長1名を含む)とする。

第14条 理事および監事は次に定めるところに従い通常会員のうちから通常会員の無記名投票によって選挙する。

1. 常任理事は、通常会員が東京都およびその近県在住のうちから選挙する。
2. 地方理事は、細則に定める地区毎の定数を各地区内の通常会員が選挙する。
3. 理事長は、理事会において、常任理事のうちから選任する。
4. 監事は通常会員の互選で定める。

第15条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。理事長に事故があるとき、または、欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常任理事がその職務を代行する。

第29条 理事会は、常任理事および地方理事はそれぞれ過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

第33条 通常総会は毎年1回、会計終了後2箇月以内に理事長が招集する。

臨時総会は理事または監事が必要と認めたととき、いつでも理事長が招集することが出来る。

第14条 理事および監事は、次に定めるところに従い、通常会員のうちから、通常会員の無記名投票によって選挙する。

1. 理事は、細則に定める地区毎の定数を全国の通常会員が選挙する。
2. 理事長は、理事会において、理事のうちから選任する。
3. 常任理事は理事会において理事のうちから選任する。
4. 監事は、通常会員の互選で定める。

第15条 理事長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する。理事長に事故あるとき、または、欠けたときは理事長が理事のうちからあらかじめ指名した理事長代理が職務を代行する。

第29条 理事会は、理事の過半数が出席しなければその議事を開き、議決をすることができない。

第33条 通常総会は毎年1回、会計終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。

臨時総会は理事会または、監事が必要と認めたとときいつでも、理事長は招集しなければならない。

細 則 の 改 正 (案)

第6条の7

選挙に際しては、その都度選挙管理委員会をおく。

現行細則第6条、7項を廃し、かわりに第6条に選管の任務を明記する。また、現行第6条を第7条にする。

また、現行の第8条と9条を一つにして第9条にする。

第6条 選挙に際しては、その都度選挙管理委員会をおく。

1. 選挙管理委員会（以下選管と略称する）は学会役員の選出など通常会員の投票による選挙を管理し、学会活動の円滑にして健全な発展をはかるためもうけられたものである。
2. 選管は監事と共に学会運営のための独立した機関で理事会に従属するものでない。
3. 選管役員の任期は2年とし、重任を妨げない。選管委員長は理事長が理事会の承認をへたうえでこれを依頼する。
選管委員は選管委員長が依頼する。
4. 選管の任務はつぎの通りである。

(Ⅰ) 選挙の告示、(Ⅱ) 立候補および推薦の受付と資格審査及びその名簿の作成とその発表、(Ⅲ)

細則第6条 理事および監事の選挙は次の方法による。

1. 常任理事は、東京都およびその近県在住の通常会員の中から13名を、全国の通常会員が選挙する。

地方理事は、各区地区毎に定められた定数だけ、各地区内の通常会員が選挙する。

各地区の地方理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。

北海道地区（北海道）	1名
東北地区（宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、福島県）	1名
関東地区（東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）	2名
関西地区（大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県）	2名
九州地区（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）	1名

選挙執行上の疑義についての解釈、(IV) 投票の開票と立会人の指名、(V) 投票の有効の判定、(VI) 当選の確認と発表、(VII) その他選挙管理に必要なこと。

5. 選挙の仕事が一切完了したときは記録をつくり事務所に保存する。

細則第7条

1. 各地区の理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。ただし関東地区については、この法人の事務の円滑な運営をはかるための定数を次のとおり加算する。

北海道地区（北海道）	2名
東北地区（宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、福島県）	2名
関東地区（東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）	10名 加算分5名
関西地区（大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県）	4名
九州地区（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）	3名

気象集誌の編集事務の強化と増員の必要性について

集誌の投稿は最近増加の傾向が著しくなり、41年度は約70頁の増頁をせざるを得なくなった。その後も原稿の滞りは、増加を続け現在（7月）約24編の原稿が集っている。（昨年の同時期には約15編）論文の投稿から印刷までの期間が短縮されることは、投稿者にとっては、最も重要なことで、論文審査にある期間必要なのは、やむを得ないとしても、予算の制約により印刷発表がとくることが出来るだけ少くしたい。ここで2割の頁数の増加は必要最小限のものと思われる。また、編集事務の必要経費のうち、約半分しか負担していないのが現状で、編集事務担当の職員が必要である。

天気増頁の必要性について

最近、天気の増頁が必須となった主な理由は、学会関係記事の増加、論文投稿数の増加、解説記事の充実の三つである。すなわち、昭和40年の学会細則改正により、学会運営上に必要な事項はすべて天気に公示することになった。その結果、最近の天気に見られるように、総会関係の記事や大会の研究発表のプログラム、講演要旨のほか、研究発表会のレビュー、シンポジウム関係の記事など学会関係記事に多くの頁をさい

ている。

その結果、論文投稿数の増加と相まって、投稿から掲載までに半年以上かかる事が多く、速報性が失なわれてきている。また近年の気象学の急速な進歩に即応して諸分野の研究展望や国際会議のニュースなど会員のための解説記事を充実させるよう努力しているが、この面でも紙面の制約が大きい。

今後、これらの内容については、アンケート等により会員の意見をきいて改善してゆきたい。いずれにしても、当面、天気増員は是非必要である。

	昭和39年	昭和40年		昭和41年		昭和42年
	後半	前半	後半	前半	後半	前半
投 稿 論 文	24	12	15	18	22	25
掲 載 論 文	22	17	18	13	15	18

記事の内容別比率

	論 文	解 説	学会関係	雑 件
昭 和 39 年 前	55	10	25	10 %
昭 和 40 年 目 標	45	20	25	10
最 近 1 年 間 の 実 績	38	25	35	2

気象学会と同規模の他学会との比較

今回の値上案をもってしても、他学会の会費よりは、割安と思われる。

学 会 名	学会員数	会 費	機関紙 (年間の頁数)	1 ページ当り
地 理 学 会	2,000人	1,800円	768頁	2.34円
海 洋	700	1,700	300	5.70
雪 氷	700	1,000	180	5.60
地 震	530	1,200	280	4.30
気象 (天気の場合)	2,000	1,800	528	3.41

これをみると、地理学会より高いが、地理学会では、別刷はすべて有料で実費より高いことを考慮に入れると、気象学会との差は、余りないと考えられる。